（有害成分を含有するおそれが高い普通肥料）

第一条　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）第四条第一項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、次のとおりとする。

一～八　（略）

（指定混合肥料）

第一条の二　法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料（同条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）が原料として配合される普通肥料のうち、別表に掲げるもの以外のもの（家庭園芸用肥料（当該肥料の容器又は包装の外部に、農林水産大臣が定めるところにより、その用途が専ら家庭園芸用である旨を表示したもので、かつ、その正味重量が十キログラム以下のものをいう。以下同じ。）にあつては、同表第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。

2　法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料（同条第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）及び登録を受けた普通肥料（同項第三号に掲げるものに限る。）若しくは特殊肥料（法第二十二条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又はその双方が原料として配合される普通肥料のうち、別表に掲げるもの以外のもの（家庭園芸用肥料にあつては、同表第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。

3　法第四条第二項第四号の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料（同条第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）若しくは特殊肥料又はその双方に同条第二項第四号に規定する指定土壌改良資材が混入される普通肥料のうち、別表に掲げるもの以外のもの（家庭園芸用肥料にあつては、同表第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。

（指定土壌改良資材）

第一条の三　法第四条第二項第四号の農林水産省令で定める土壌改良資材は、地力増進法施行令（昭和五十九年政令第二百九十九号）第一号及び第三号から第十号までに掲げる種類の土壌改良資材（同令に規定する基準に適合しないものを除き、かつ、同令第三号に掲げる種類の土壌改良資材にあつては、普通肥料に該当するものを除く。）とする。

（登録又は仮登録の申請書の様式）

第一条の四　（略）

（仮登録の申請に要する栽培試験の成績）

第三条　法第六条第一項第九号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

四　試験の設計

イ　供試肥料の名称及び分析成績並びに対照肥料の種類（第十一条第八項第二号に規定する指定配合肥料又は同項第四号に規定する指定化成肥料の場合にはその旨）及び名称並びに分析成績

ロ～ヘ　（略）

五～八　（略）

2　（略）

（有害成分を含有するおそれが高い普通肥料）

第一条の二　法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、次のとおりとする。

一～八　（略）

（新設）

（新設）

（登録又は仮登録の申請書の様式）

第一条の三　（略）

（仮登録の申請に要する栽培試験の成績）

第三条　法第六条第一項第九号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

四　試験の設計

イ　供試肥料の名称及び分析成績並びに対照肥料の種類（指定配合肥料の場合にはその旨）及び名称並びに分析成績

ロ～ヘ　（略）

五～八　（略）

2　（略）